

起業支援事業実施要領

第1 趣旨

村内で事業の創出を図るため、起業する者に対して初期投資費用・人件費を補助することにより、起業時の経済的負担を軽減する。

第2 補助対象

「令和5年度あきた起業促進事業費補助金（起業スキル習得塾、起業塾受講者等個別サポート及び起業支援事業）実施要領」に基づき補助金交付決定を受け、村内に事業を創出する事業とする。

第3 補助対象経費及び補助額

本事業における補助対象経費は「令和5年度あきた起業促進事業費補助金（起業スキル習得塾、起業塾受講者等個別サポート及び起業支援事業費補助金）」の交付決定を受けた経費とし、補助額は秋田県の交付決定額の1/2以内とする。

第4 補助金等の申請

補助金等の申請に関しては、「大潟村補助金等交付規則（昭和47年7月1日大潟村規則第2号。以下「交付規則」という。）」に定めるもののほか、令和5年度あきた起業促進事業費補助金（起業スキル習得塾、起業塾受講者等個別サポート及び起業支援事業費補助金）の申請書類及び、起業支援事業補助金交付要領第4の補助金交付決定書の写しを添付する。

第5 補助金等の交付

村長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、その事業が適正と求められる場合は、交付規則に基づき、交付決定通知書を交付する。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項については村長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。